

キャンパス内の禁煙・分煙のお願い

平成22年5月27日

学生・教職員の皆様へ

日本大学生物資源科学部

神奈川県受動喫煙防止条例の施行に伴う日本大学生物資源科学部
における対応について

1 屋外灰皿設置場所

神奈川県において受動喫煙防止条例が施行されたことに伴い、屋外の灰皿設置場所を決定致しました。

- ① 1 建物の屋外に1 コーナーを原則とする。
- ② 現状の場所がふさわしくない場合等は移動または撤去する。
- ③ 灰皿場所を勝手に設置・移動した場合は撤去する。

2 屋内喫煙場所

現在、屋内の分煙室は、1号館と2号館、2号館と3号館の間に各1箇所ずつ設けてあります。学生ホール内の喫煙コーナー及びタバコの自動販売機は撤去致しました。

3 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

2010年4月1日より「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が施行され、大学は「第1種施設」として建物内の禁煙と条例違反者への罰則が適用される。また、施設管理者（＝大学）は以下の義務が課されます。

- ① 第1種施設は「禁煙」の措置を講じること（第9条）
- ② たばこの煙の流出を防止すること（第11条）
- ③ 喫煙器具や設備を置かないこと。（第12条）
- ④ 未成年者を喫煙区域等へ立ち入らせないこと。（第12条）
- ⑤ 違反喫煙者に注意すること。（第14条）
- ⑥ 「禁煙」「分煙」の表示を掲示すること。（第15条）

以 上